

生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分について

東京都は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第51条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、以下のとおり指定医療機関に対する行政処分を行いました。

1 医療機関名称及び所在地等

- (1) 医療機関名称 判治歯科
- (2) 医療機関所在地 東京都世田谷区上野毛一丁目12番11号 アベニュー上野毛2階
- (3) 開設者及び管理者名 判治 泰光
- (4) 初回指定年月日 平成26年7月1日

2 行政処分の内容

法第51条第2項第1号の規定に基づく指定医療機関の指定の取消し

3 指定の取消し年月日

平成31年2月1日

4 指定取消しに至った経緯及び事由

判治歯科は、令和3年11月19日付けで関東信越地方社会保険医療協議会の建議により健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関の指定に関して「取消相当」の取扱いとされた（※詳細は別紙又は関東信越厚生局ホームページ参照：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/fuseiseikyuu.html）ことから、法第49条の2第2項第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）に該当するに至った。

このことは、法第51条第2項第1号の規定に定める、指定医療機関の指定の取消事由に該当するため、指定の取消しを行った。

5 その他

法第49条の2第4項において準用する同条第2項第4号及び第9号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、取消しの日から起算して5年を経過しない期間において、判治泰光氏を開設者又は管理者とする医療機関に対しては、法第49条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定による指定医療機関の指定を行わない。

(問合せ先)
東京都福祉保健局生活福祉部保護課
電話 03-5320-4065 (直通) 内線32-441

(参考) 関係法令：生活保護法（昭和25年法律第144号）

(医療機関の指定)

第49条

厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2（略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき

二～三（略）

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五～八（略）

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3（略）

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第51条（略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二～十（略）

令和3年11月19日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年11月17日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 元保険医療機関の指定の取消相当

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 判治 齒科 |
| (2) 所 在 地 | 東京都世田谷区上野毛一丁目12番11号
アベニュー上野毛2階 |
| (3) 開 設 者 | 判治 泰光 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和3年11月19日 |

※ 当該保険医療機関は、平成31年2月1日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 氏 名 | 判治 泰光（63歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和3年11月19日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第2号 |

【行政処分等に至った経緯】

保険者から、患者が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

当該情報内容を確認する必要性があり、個別指導を実施しようとしたが、平成31年2月1日付けで医療機関を廃止したため、患者調査を実施した。

当該調査の結果、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を不正に請求していること、自費診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年2月から令和3年5月まで計4日間の監査を実施したところ、度重な

る監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である判治泰光は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨通知したが、保険医である判治泰光歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。